

介護報酬算定に係る体制等に関する届出について （居宅介護支援）

【提出書類】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
- 以下の添付書類

加算・減算の名称	添付書類
情報通信機器等の活用体制	<ul style="list-style-type: none"> • 情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書（別紙 10-5）
<ul style="list-style-type: none"> • 特別地域加算 • 中山間地域等における小規模事業所 （地域に関する状況） （規模に関する状況） 	<p>大津市内に該当地域が無い場合算定不可</p>
特定事業所集中減算	<p>なし</p> <p>※新たに減算の適用となった場合、特定事業所集中減算に係る必要書類と同時に届出の提出が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前期（3月から8月）…9月15日までに提出 ⇒10月から3月まで減算 • 後期（9月から2月）…3月15日までに提出 ⇒4月から9月まで減算 <p>※減算の適用が終了する場合は、直ちに届出の提出が必要。</p>
<p>特定事業所加算</p> <p>（Ⅰ）①～⑮</p> <p>（Ⅱ）及び（Ⅲ） ①～④、⑥～⑮</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 特定事業所加算に係る届出書（別紙10-3）（Ⅰ～Ⅲ共通） ①主任介護支援専門員研修修了証写し ②勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの 経歴書（全員分） 介護支援専門員証写し（全員分） ③伝達等会議の議事録等記録（過去1カ月分）又は伝達等会議の開催計画 ④24時間連絡体制に関する資料（連絡網、輪番表等） ⑤前3ヶ月の全利用者と要介護3～5の方の内訳がわかる資料 ⑥事業所の介護支援専門員について個別具体的な研修計画、研修実施の結果 ⑦支援困難事例にも対応が可能であることを確認できる資料（具体的な対応や受入体制を示した資料、実際に扱った事例）

	<p>の記録など)</p> <p>⑧地域包括支援センター等が実施する事例検討会等の出席記録、復命書等</p> <p>⑨報酬請求状況（運営基準減算が適用されていない事が確認できる書類）</p> <p>⑩特定事業所集中減算が適用されていないことが確認できる書類（特定事業所集中減算報告書等）</p> <p>⑪利用者数が事業所の介護支援専門員1人あたり40人未満であることが確認できる資料 （居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）</p> <p>⑫利用者への周知方法、周知するための資料 （重要事項説明書等）</p> <p>⑬介護支援専門員実務研修にかかる実習の受入意思確認書の写し</p> <p>⑭他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者との事例検討会等の開催計画、会議の記録等</p> <p>⑮必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を確認できる資料</p>
<p>特定事業所加算A （④～⑤、⑪～⑫は他の事業所との連携でも可）</p>	<p>・特定事業所加算（A）に係る届出書 （別紙10-4）</p> <p>①主任介護支援専門員研修修了書の写し</p> <p>②勤務形態一覧表（参考様式1） ※加算算定月のもの 経歴書（全員分） 介護支援専門員証写し（全員分）</p> <p>③伝達等会議の議事録等記録（過去1カ月分）又は伝達等会議の開催計画</p> <p>④24時間連絡体制に関する資料（連絡網、輪番表等）</p> <p>⑤事業所の介護支援専門員について個別具体的な研修計画、研修実施の結果</p> <p>⑥支援困難事例にも対応が可能であることを確認できる資料 （具体的な対応や受入体制を示した資料、実際に扱った事例の記録など）</p> <p>⑦地域包括支援センター等が実施する事例検討会等の出席記録、復命書等</p> <p>⑧報酬請求状況（運営基準減算が適用されていない事が確認できる書類）</p> <p>⑨利用者数が事業所の介護支援専門員1人あたり40人未満</p>

	<p>(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満)であることが確認できる資料</p> <p>⑩利用者への周知方法、周知するための資料(重要事項説明書等)</p> <p>⑪介護支援専門員実務研修にかかる実習の受入意思確認書の写し</p> <p>⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者との事例検討会等の開催計画、会議の記録等</p> <p>⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画の作成を確認できる資料</p>
特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所医療介護連携加算に係る届出書(別紙10-3) ①前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上であることが確認できる資料 ②前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していることが確認できる資料
ターミナルケアマネジメント加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(別紙10-3) ・24時間連絡体制に関する資料(連絡網、輪番表等) ・ターミナルケアマネジメント加算に係る同意書

☆ 上記に掲げる以外にも確認の為に書類等の提出を求めることがあります。